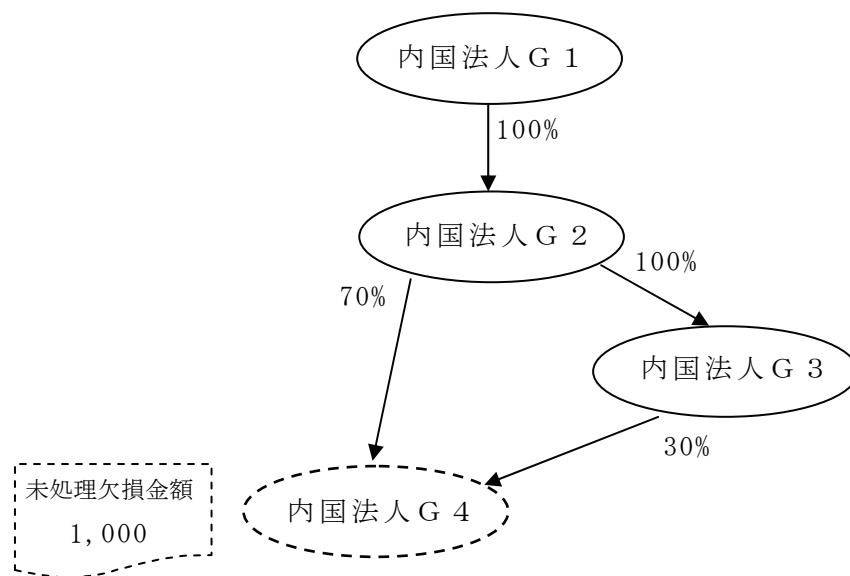


## 問 6 残余財産が確定した場合の青色欠損金額の引継ぎ

問 内国法人による完全支配関係がある法人グループ内において、未処理欠損金額を有する法人が解散し、その法人の残余財産が確定した場合には、その解散した法人と完全支配関係があり、かつ、その解散した法人の発行済株式を保有する法人は、解散した法人の未処理欠損金額の引継ぎができることとなったと聞いています。

ところで、次のように未処理欠損金額 1,000 を有する内国法人 G 4 の残余財産が確定した場合には、その未処理欠損金額は、どのように引き継がれることとなりますか。

なお、内国法人 G 1、G 2、G 3 及び G 4 には、残余財産確定の日よりも 5 年以上前から支配関係があり、法人税法第 57 条第 3 項による欠損金額の引継額の制限はないものとします。



答 G 4 の未処理欠損金額 1,000 のうち 700 は G 2 が引き継ぎ、残りの 300 を G 3 が引き継ぐこととなります。

### 【解説】

#### 1 残余財産が確定した場合の欠損金の引継ぎの概要

内国法人（以下「株主等法人」といいます。）との間に完全支配関係がある他の内国法人で株主等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人（以下「残余財産確定法人」といいます。）のその残余財産の確定の日の翌日前 7 年以内に開始した各事業年度（以下「前 7 年内事業年度」といいます。）において生じた未処理欠損金額（前 7 年内事業年度における青色欠損金額から、当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び欠損金の繰戻しによる還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を除いた金額をいいます。）があるときは、株主等法人のその残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における青色欠損金額の繰越控除に関する規定の適用については、残余財産確定法人の前 7 年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれその未処理欠損金額の生じた前 7 年内事業年度開始の日の属する株主等法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなすこととされています。これは、災害損失欠損金額についても同様です。

この場合、残余財産確定法人の株主等が 2 以上あるときには、次の算式により計算

した金額をそれぞれの株主等法人の欠損金額としてみなすこととされています。

(算 式)

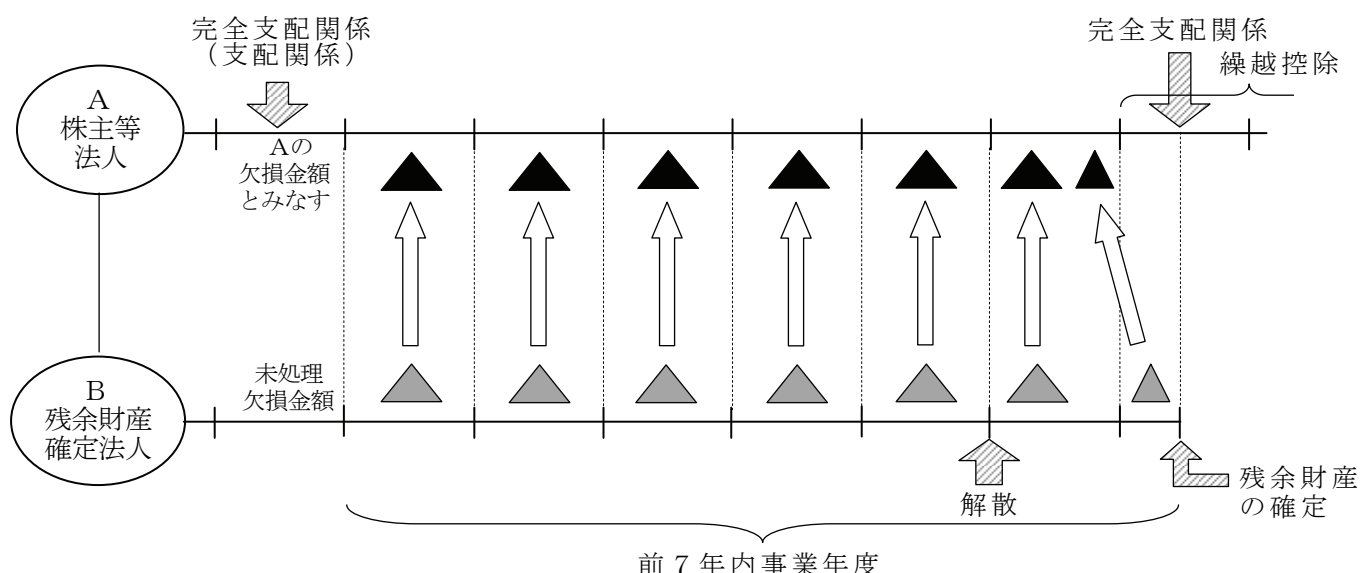
$$\frac{\text{未処理欠損金額又は未処理災害損失欠損金額}}{\text{残余財産確定法人の発行済株式又は出資（自己株式等を除きます。）の総数又は総額}} \times \text{株主等法人の有する残余財産確定法人の株式又は出資の数又は金額}$$

この場合の欠損金額の引継ぎは、残余財産確定法人と株主等法人との間に株主等法人による完全支配関係又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係がある場合に限られていますので、例えば、親会社が解散して残余財産が確定した場合において、子会社が親会社の株式の一部を保有していたとしても、親会社の未処理欠損金額は子会社には引き継がれないこととなります。

また、残余財産確定法人の未処理欠損金額には、当該残余財産確定法人と株主等法人との間にその残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日から継続して支配関係（一の者が法人の発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係（以下「当事者間の支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の支配の関係のある法人相互の関係をいいます。）がある場合等を除き、次に掲げる欠損金額は含まないものとされています。

- ① 残余財産確定法人の支配関係事業年度（残余財産確定法人と株主等法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいいます。）前の各事業年度で前7年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額
- ② 残余財産確定法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で前7年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第62条の7第2項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

（①及び②のいずれの欠損金額からも、残余財産確定法人において前7年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び欠損金の繰戻しによる還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）



## 2 残余財産確定法人の株主等が2以上ある場合の欠損金額の引継ぎ（お尋ねの場合）

G 4 との間に完全支配関係がある法人のうち、G 4 の発行済株式を保有する G 2 及び G 3 は、G 4 の未処理欠損金額のうち、それぞれの持分割合に応じた次の金額を引き継ぐこととなります。

(1) G 2 G 4 の未処理欠損金額 1,000 のうち、G 2 の持分割合 70% を乗じた金額 700

(2) G 3 G 4 の未処理欠損金額 1,000 のうち、G 3 の持分割合 30% を乗じた金額 300

### 【適用関係】

この措置は、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合に適用されます。

### 【関係法令】

法 2 十二の七の五、十二の七の六、57②③、58②

法令 4 の 2 ②、112③④、116 の 2 ①②

改正法附則 10②

改正令附則 2 ②